

広報かるまい お知らせ版 452号 ①

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

「軽米町暮らしの便利帳」へ掲載する広告を募集します

軽米町では、町民の皆さんの生活に便利な行政情報を1冊にまとめた「暮らしの便利帳」を株式会社サイネックスと協働で発行します。令和6年4月に発行し、全戸配布を行う予定です。

この「暮らしの便利帳」に広告の掲載を希望する事業者を募集しています。令和5年12月から令和6年1月頃に、株式会社サイネックスの社員が広告掲載に関して事業所などを訪問しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

■募集期間 令和5年12月～令和6年1月まで

■申込み先

(株)サイネックス盛岡支店(☎019-907-4843)

【問い合わせ先】

総務課・企画担当(☎46-4738)

『ゆったり介護の会』開催について

介護者のつどい「ゆったり介護の会」を毎月開催しています。

12月からは宇漢米館での開催となります。どなたでもお気軽にご参加ください♪

■日時 毎月第3木曜日 13:30～15:30

12月21日、1月18日、2月15日、3月21日

■場所 かるまい文化交流センター宇漢米館 第一会議室

【問い合わせ先】

ゆったり介護の会(☎46-3560) (代表 竹澤)

健康福祉課・福祉担当(☎46-4736)

「さるなっし〜」に 応援の年賀状を書こう!

「さるなっし〜」に年賀状を送ることが出来ます。

応援のメッセージを書いて送ると…お返事が届くかもしれません。

冬休みを利用して「さるなっし〜」に年賀状をかいてみませんか。

皆さんからの年賀状をお待ちしています。

詳しくは軽米町観光協会のホームページをご覧ください。

※応援年賀状は12月15日(金)から、郵便局の窓口又はポストに投函してください。

【問い合わせ先】

産業振興課・商工観光担当(☎46-4746)



家屋の変更届けについて

固定資産税は、毎年1月1日時点で軽米町内に固定資産を所有している人が納める税金です。所有する家屋に変更がある場合は、税務会計課へ届け出てください。電話連絡等でも随時受け付けています。

■家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊す予定または取り壊した場合は、届け出てください。特に、未登記家屋は届け出がない場合、取り壊したかどうかの把握が難しいため、次年度も課税されることがあります。なお、登記家屋の場合は、法務局で滅失登記も行ってください。

■家屋を新築・増築・改築したとき

建築確認申請などの手続きを必要としない家屋を新築した人で家屋評価が済んでいない人、これから家屋を新築する人、増築・改築する人は必ず連絡してください。

床面積が小さい車庫や物置などの建物を建てた人や市販の物を購入した場合も、課税の対象となる場合がありますので、連絡してください。

■未登記家屋の所有者を変更したとき

売買や贈与などで未登記家屋の所有者が変更になったときは、忘れずに届け出てください。届け出がない場合、次年度も旧所有者に課税されることがあります。

【問い合わせ先】

税務会計課・課税担当(☎46-4737)

『宇漢米館利用促進キャンペーン』 バス時刻の訂正について

広報かるまいお知らせ版(11月22日発行)の、かるまい文化交流センター「宇漢米館」で高速バスに乗降するとかるまい共通商品券がもらえるキャンペーンについて、バス時刻に誤りがありましたので訂正します。

■高速バス八盛号(軽米⇄盛岡)

(正) 盛岡発17:55→軽米着19:50

(誤) 盛岡発17:15→軽米着19:50

※事業の内容については、11月22日発行の

お知らせ版または町ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】総務課・企画担当(☎46-4738)



カシオペア地域おやつづくり 体験を開催します

カシオペア地域のおいしい食材を使用したおやつづくり体験会を開催します。ぜひご参加ください。

■日時 1月13日(土)9:00~13:00

※時間内で2回のおやつづくり体験を予定しています。

■内容

二戸市、一戸町、軽米町、九戸村の講師が考えたメニューのおやつづくり体験を行います。

※詳細はポスター及び問い合わせ先へご確認ください。

■場所 カシオペアメッセなにかーとメッセホール

■定員 48人(児童、生徒のみでの参加は不可)

■参加料 1,000円(小学生以下無料)

■講師 ルマン(二戸市)、北館菓子舗(一戸町)

(尙高常商店(軽米町)、パティスリーツキハナ(九戸村))

■持ち物 エプロン、三角巾

■申込期限 12月28日(木)

【申込み・問い合わせ先】

いわてカシオペアブランド推進協議会事務局

(二戸市公民連携推進課内) (☎23-3119)

生活習慣病予防・改善教室の かるまいテレビ放送のお知らせ

11月30日(木)に行われた「生活習慣病予防・改善教室」の講座を放送します。

教室に参加できなかった方、健康づくりに関心のある方はぜひご覧ください。

■放送日時

【前半】12月13日(水)~12月19日(火)

【後半】12月20日(水)~12月26日(火)

6:00~23:00までの偶数時間(全10回)

(6:00、8:00、10:00、12:00、

14:00、16:00、18:00、20:00、

22:00、23:00)

※『しゃちるペト』にて30分間放送します。

■内容 口腔ケア講座「糖尿病と歯周炎」

【問い合わせ先】

健康福祉課・健康づくり担当(☎46-4111)

『ボランティア養成講座』開催

町では、「ちょっと誰かに手伝ってもらえないかな」という住民と、「誰かのちょっとした困りごとなら協力できるかな」という住民が、遠慮せずに困ったときはお互い様の精神で支えあいながら生活できる地域を目指しています。

地域の支えあいについて学び考え、ボランティアや地域活動を実践している方々と交流し、軽米町の地域を考える機会とするため、ボランティア養成講座を開催します。

興味のある方、どなたでも参加できます。

なお、1月21日(日)午前の研修会につきましては、会場が農村環境改善センターから健康ふれあいセンターに変更になりました。お間違えのないようご来場ください。

※当日の参加も可能ですが、準備の都合上、開催日のおおむね3日くらい前までに電話で申込ください。

■日時及び場所

日時	場所
令和6年1月13日(土) 13:30~15:30	(変更なし) 小軽米生活改善センター
令和6年1月21日(日) 9:30~11:30	(変更あり) 健康ふれあいセンター
令和6年1月21日(日) 13:30~15:30	(変更なし) 晴山公民館

【申込み・問い合わせ先】

健康福祉課・福祉担当(☎46-4736)

水曜日の時間外窓口は 予約が必要です

■受付内容 印鑑登録証明書、住民票・戸籍謄抄本

マイナンバーカードの申請・受取・更新手続き

■開設日時 毎週水曜日 17:30~19:00

■予約締切

前日の17:00(前日が閉庁日の場合は直前の開庁日)

■場 所 役場1階 町民生活課

■その他

予約がないと受け付けできませんのでご了承ください。

※12月のマイナンバーカード休日窓口はお休みします。

ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

町民生活課・総合窓口担当(☎46-4735)

広報かるまい

お知らせ版

452号 ②

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

冬の交通事故防止県民運動

期間 12月15日(金)～24日(日)

スローガン 「確認の 甘さが苦い 事故を呼ぶ」

冬季は、積雪や凍結による道路状況の悪化に伴う交通事故の発生や、冬休み中の子どもが関係する交通事故の発生が懸念されます。みんなで交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。

運転者の皆さんは、

- 冬道用タイヤ装着の徹底と確実な点検等により、積雪・凍結路の走行に備えましょう。
- 天候・路面状況に応じた確実なスピードダウンによる安全運転を実施し、スリップ事故を防止しましょう。
- 高齢運転者は、悪天候時や体調不良時は運転を控えるなど無理のない運転を励行しましょう。

歩行者の皆さんは、

- 夕暮れ時や夜間の外出時には、反射材用品を着用しましょう。
- 道路を横断する際には、「止まる-見る-待つ」を徹底して、無理な横断はしないようにしましょう。

全町民で

- 飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転の根絶を図りましょう。

年末年始における地域安全運動

期間 12月15日(金)～1月3日(水)

スローガン 「無くそう犯罪 ふやそう笑顔 みんな大好き岩手県」

次のことに取り組み犯罪のない安全なまちづくりを推進しましょう。

- 自宅への侵入犯罪を防止するため、夜間や外出の際は「鍵かけ」をしましょう。また、車上荒らしや車の盗難を防止するため、車にも「鍵かけ」をしましょう。
- 振り込め詐欺等の特殊詐欺被害を防止するため、不審な電話や訪問があった際は、家族や消費生活センターや警察に相談しましょう。
- 子どもを犯罪から守るため、見守り活動を通じて、地域ぐるみで防犯に取り組みましょう。
- 地域全体で防犯に取り組み、安心して明るい年末年始を過ごしましょう。

チューリップの掘起し球根をお分けします

今年の春に開花し、秋に掘り起こしたチューリップの球根をお分けします。

- 配布期間 12月12日(火)
- 配布時間 10:00～12:00まで
- ※無くなり次第終了
- 配布場所 役場職員駐車場脇倉庫前
- 配布対象者 町内在住の方及び町内団体
- 配布数量 直接きた方お1人様3袋まで
- ※事前の予約、置き置きは受け付け出来ません。

ご了承ください。

※受取の際は、行政区とお名前等をお知らせください。

【問い合わせ先】

産業振興課・商工観光担当(☎46-4746)

蜜蜂を飼育する方へ

- ・蜜蜂を飼育する方は、趣味で飼育する場合も含めて、蜜蜂振興法に基づき住所地の都道府県へ毎年1月31日までに届出が必要です。
- ・限られた蜜源植物を、蜂群同士が争うことなく計画的に最大限利用するため、地域の蜜源植物の植栽状況に応じた適正な蜂群配置の確保に向けた調整が大切です。
- ・また、上記の届出は住所地を所管する広域振興局長へ提出することとなっていますので、お近くの広域振興局農政(林)部へ提出してください。(届出の様式は岩手県公式HPの様式をダウンロードしてご利用ください。)

【問い合わせ先】

県畜産課 振興・衛生担当(☎019-629-5725)

産業振興課・農林振興担当(☎46-4740)